

# 天武と大友

——蒲生野の歌の形成過程をめぐって——

梶川 信行

一

天皇遊<sub>ニ</sub>蕨蒲生野<sub>ニ</sub>時額田王作歌

茜草指 武良前野逝 標野行 野守者不見哉 君之袖布  
流 (1・二〇)

皇太子答御歌 明日香宮御宇天皇

謚曰<sub>ニ</sub>天武天皇<sub>一</sub>

紫草能 尔保敝類妹乎 尔苦久有者 人孀故尔 吾戀目  
八方 (1・二一)

紀曰 天皇七年丁卯夏五月五日縱<sub>ニ</sub>蕨於蒲生  
野<sub>ニ</sub>于<sub>レ</sub>時大皇弟諸王内臣及群臣皆悉從焉

右は、『万葉集』の卷一に収録されている著名な蒲生野の歌々である。左注によれば、それは天智七年(六六八)

五月五日に行なわれた蒲生野での「縦蕨」における一齣を伝えたものということになっている。しかしながら、右の本文はそうした行事の一齣を正確に伝えているわけではない。蒲生野の歌を含め、額田王の作品はおおむねへ享受史の中の姿<sub>レ</sub>でわれわれの目の前にあると考えた方がよい<sub>一</sub>。

たとえば、近年は、「天皇」という称号は近江朝の段階ではまだ存在しなかったとする見方が有力である<sub>一</sub>。また、「王」とは継嗣令に基づく敬称的呼称であり、「市原宮御願経関係文書」(正倉院文書)には、市原王の「市原」という自署の例もある<sub>一</sub>。とすれば、「額田王」とは自署の形式ではあるまい<sub>一</sub>。してみると、「天皇……」という題詞は、近江朝に書かれたものではなく、しかも額田王自身が書いたものでもない。

「皇太子」という称号や制度についても、浄御原令にお

いて成立したとする説がある。浄御原令かどうかは措くとしても、「皇太子」の成立は「天皇」の成立と不可分な問題であろうと考えられる。もちろん『日本書紀』は、蒲生野での天武を「皇太子」とは書いていない。あくまでも「大皇弟」である。こうした点からすれば、右の「皇太子答御歌」という題詞も、近江朝の時点で書かれたものであるまい。

題詞下の注は、さらに後のものと見なければならぬ。一般に、「天武」という漢風諡号の成立は、奈良朝の末期であると考えられているからである。つまり、「明日香宮御宇天皇 諡曰天武天皇」という注は、百年以上も後の人の判断に過ぎないことになる。それは、後世から見ても、当時は誰が「皇太子」に相当する人物であったのか、という判断に基づく記述であると言つてよい。また、『書紀』が引用されている左注は、当然養老四年（七二〇）以後のものということになる。

このように、右の本文は近江朝の段階で定着したものであり得ない。とりわけ題詞や左注には、後世の判断がかなり入っているものと見なければならぬ。しかも、周知のことだが、近江朝の「皇太子」については、『懷風藻』のように、大友であるとする記述もあった。<sup>8</sup> 諸注は、右の「皇太子」が「天武天皇」であるということをもまったく疑

つてはいないが、こうして見ると、「皇太子」は天武なのか大友なのか、改めて検討してみる必要があるように思われる。

さらに言えば、「茜草指」という歌と「紫草能」という歌を、天智七年五月五日の蒲生野での贈答歌として定着させたのは、後世の判断に基づく題詞と左注である。かつて吉井巖が指摘した額田王メモや、広岡義隆の想定した額田王歌稿<sup>10</sup>などが存在したのか否かは何とも言えないが、最終的に右のような本文に定着したのは、蒲生野の葉狩から百年以上も後のことだということだけは確実である。とすれば、この二首は通常、宴席における贈答歌として扱われているが、それらが最初から一組の贈答歌として生まれたものであったのかどうかということも、改めて考えてみなければなるまい。

## 二

「皇太子答御歌」という題詞の下には、「明日香宮御宇天皇 諡曰天武天皇」という小字で二行の書き入れがある。「校本萬葉集」によれば、この書き入れには諸本に異同があり、「諡曰天武天皇」の部分のない本も見られる。たとえば寛永版本である。しかし、最初に「明日香宮御宇天皇」という書き入れがなされ、さらに後に「諡曰天武天

皇」と書き加えられた、とは考えにくいように思われる。卷一には「明日香川原宮御宇天皇代」という標も見られるから、単に「明日香宮御宇天皇」では、どちらの天皇の宮を指すのか特定できず、意味のない注になってしまいうからである。従つて、「明日香宮御宇天皇 諡曰天武天皇」という注は、一度に書き入れられたものであつたと見た方がよいだろう。

また、これも『校本萬葉集』によれば、「宮」と「宇」の部分に若干の異同は見られるものの、「明日香宮御宇天皇」という注自体の存在しない本はない。従つて、それはかなり早い時点で本文の一部となつていたのであろうと考えられる。しかし、卷一や卷二を見る限り、御代別の標は「明日香清御原宮御宇天皇代」とするのが通例であつて、この「明日香宮御宇天皇」という形式は、異例であると言わねばならない。つまり、この書き入れは、御代別の標を立てた卷一・卷二の編者とは違う意識で書かれているのである。とすれば、この注はやはり、後人の書き入れだと考へるべきであらう。

天武は、さまざまな名称で呼ばれている。『日本書紀』では、「天淳中原瀛真人天皇」（天武即位前紀）「瀛真人天皇」（朱鳥三年四月の条など）「浄御原宮御宇天皇」（舒明二年正月の条など）「浄御原宮天皇」（朱鳥七年九月の条な

ど）などと呼ばれ、葉師寺東塔露盤の銘文には「清原宮馭宇天皇」、粟原寺鑪盤銘では「浄美原宮治天下天皇」、美努岡万墓志は「飛鳥浄御原天皇」とされている<sup>11</sup>。また浄御原宮のことは、『書紀』は一貫して「飛鳥浄御原宮」としており、采女氏埜域碑は「飛鳥浄原大朝廷」、那須直章提碑では「飛鳥浄御原大宮」、長谷寺銅版法華説相図銘には「飛鳥清御原大宮」とされている<sup>12</sup>。しかしながら、浄御原宮を「明日香宮」と呼んだ例も、天武を「明日香宮御宇天皇」とした例も、他にはまったく存在しないのだ。

唯一の例外は、

従明日香宮遷居藤原宮之後志貴皇子御作歌

という『万葉集』の題詞（1・51）だが、これは「明日香宮」から藤原宮に遷都した後の歌であるということだから、その「明日香宮」が浄御原宮であるということは明白である。とすれば、どの天皇の宮であるのかを特定できない「明日香宮御宇天皇」という書き方は、やはり異例であると言わねばなるまい。

また、卷一・卷二の御代別の標の下に注として書き入れられている和風諡号は、「明日香清御原宮御宇天皇代」のところでは、いずれも「天淳中原瀛真人天皇」とされている<sup>13</sup>。それは『書紀』の和風諡号と同じだが、天武の場合に限らず、卷一・卷二の標の下の和風諡号は、おおむね『書紀』に準

じている。この点でも、「明日香宮御宇天皇」という書き方は異例である。たとえ「諡曰天武天皇」という部分が同時に付されていたにしても、すでに述べたように、それは百年以上も後の書き入れだから、「明日香宮御宇天皇」という異例の注を、そのまま鵜呑みにすることはできないはずである。

とは言うものの、仮に当初は「明日香宮御宇天皇」という注だけしかなかったのだとしても、「明日香宮御宇天皇」が天武を意味した可能性は、やはり高いと言わねばなるまい。ただし、天武は近江朝にはまだ即位していないのだから、そうした判断がなされたのは、もちろん近江朝のことではあり得ない。また、天武朝のこともあるまい。それは、都が「明日香宮」から離れた藤原京以後のことであろうと考えられる。従って、たとえそれが天武のことを意味していたとしても、藤原京以後の書き入れの主が、天武だという判断を下したに過ぎない。それを無条件で事実だと受け取るわけには行かないだろう。所詮それは、〈享受史〉の中での判断に過ぎないのだ。

それでは、「明日香宮御宇天皇 諡曰天武天皇」という書き入れは、いったいいつ頃になされたのであろうか。すでに述べたように、「天武」という漢風諡号は奈良朝の末期に制定されたものと考えられているから、一応それを上

限と考えてよいだろう。一方、その下限はどのあたりか。

これも『校本萬葉集』によれば、「諡曰天武天皇」という書き入れが存在するのは、元暦校本・伝冷泉為頼筆本・金沢文庫本・古葉略類聚鈔・神田本（紀州本）・西本願寺本・細井本・温古堂本・大矢本・京大本の諸本である。これは、巻一の当該部分の本文を持つ写本のほぼすべてである。周知のように、この中でもっとも古いのは元暦校本であり、十一世紀末頃の書写とされている。従って、その書き入れは奈良朝の末期以後、十一世紀末以前になされたということになる。

しかしながら、元暦校本は複数のテキストを校合したものだから、その時点で、「諡曰天武天皇」という部分を複数のテキストが持つていたということになる。その点で、元暦校本の書写された直前にそれが加えられたとは考えにくい。そうだとすれば、一般に現在の『万葉集』がほぼ完成したと考えられている奈良朝の末期頃か、あるいは補修が行なわれたとされる平安朝の初頭頃<sup>⑬</sup>に、「明日香宮御宇天皇 諡曰天武天皇」という注が加えられたという可能性も考えられよう。『書紀』の和風諡号に準ずることで統一されている御代別の標の下の注は、最終編纂の時にはすでに存在したものであろうが、「諡曰天武天皇」という部分が、異例のスタイルである「明日香宮御宇天皇」と同時の

書き入れであったとすれば、それは最終編纂の時ではあるまい。平安朝の初頭か否かは措くとしても、それは最終編纂後の補修の時だったと考えた方がよいように思われる。

それに対して、「諡曰天武天皇」という注を持たない本は、やはり『校本萬葉集』によると、寛永版本と活字無訓本・活字附訓本・宝永本という近世の版本のみということになる。しかし、寛永版本は「活字附訓本をそのまゝ製版に附したものである」<sup>19</sup>であり、宝永本は「寛永版本萬葉集の木版を他の書肆が購入して奥附を変へて刊行したと認めらるゝもの」<sup>20</sup>であつて、それらは一種類の本であると考えてもよい。従つて、「諡曰天武天皇」という注の脱落している本は、細井本の系統と見られる活字無訓本と、活字附訓本などかつての通行本の系統の、実際には二種類だけということになる。

しかし、周知のように、近世から近代にかけての万葉集研究の基礎となつたテキストは、寛永二十年（一六四三）に刊行された寛永版本であつた。従つて、当然のことだが、北村季吟の『萬葉拾穂抄』、契沖の『萬葉代匠記』、荷田春満の『萬葉集僻案抄』、橘千蔭の『萬葉集略解』、岸本由流の『萬葉集攷證』、鹿持雅澄の『萬葉集古義』など、近世の主だった注釈書のどれを見ても「明日香宮御宇天皇」という注だけであつて、「諡曰天武天皇」という部分は本

文として採用されていない<sup>21</sup>。従つて、たとえば『代匠記』のように、「此皇太子は天武帝也」という説明を、わざわざしなればならなかつたのである。

また、木村正辞の『萬葉集美夫君志』、山田孝雄の『萬葉集講義』、佐佐木信綱の『白文万葉集』、鴻巣盛広の『萬葉集全釋』、土屋文明の『萬葉集私注』、澤瀉久孝の『萬葉集注釋』など、近代の本文・注釈書等にも「諡曰天武天皇」という注の存在を認めないものが多い。「明日香宮御宇天皇 諡曰天武天皇」という本文が定着するのは、西本願寺本を底本として使用することが一般化した昭和二十年代以後のこと<sup>22</sup>に過ぎない。つまり、底本としての西本願寺本の定着は、一つの結果として、蒲生野の歌の「皇太子」が天武であるとする<sup>23</sup>ことに、盤石の重みを与えることになつたのである。

### 三

かつて伊藤博が指摘したように、「額田王思近江天皇作歌一首」（4・四八八）は、額田王の実作ではあるまい。それは奈良朝の段階ですでに形成されていた額田王をめぐる三角関係的なイメージに基づく仮託の作であろうと考えられる<sup>24</sup>。そもそも「近江」とは、和銅六年（七一三）のいわゆる好字令以後の表記だから、その題詞は近江朝のもの

ではあり得ない。

『万葉集』の最終編纂の後、補修の時などに「明日香宮御宇天皇 諡曰天武天皇」という書き入れをしたと思われる人物も、そうした「享受史的イメージ」を前提として、額田王に対して「人妻」とうたいかけた人物は天武である<sup>23</sup>と判断したのである。また、平安時代から室町時代にかけて、多くの『万葉集』の写本が生まれる過程においても、近江朝の「皇太子」が「明日香宮御宇天皇 諡曰天武天皇」とされていることに、誰も不自然さを感じなかったの<sup>24</sup>であろう。だからこそ、そうした本文にまったく異同が生じなかったのだと考えられる。

すでに述べたように、近江朝の「皇太子」は<sup>25</sup>大友であったとする立場も存在した。しかしながら、『書紀』は天智紀に続いて天武紀を立てており、大友が即位したなどという<sup>26</sup>ことはもちろん、「皇太子」であったということも認め<sup>27</sup>てはいない。従って、『続紀』以後の正史も、そうした立場を踏襲している。また、『続日本後紀』以下の正史には、天武の皇裔であるとする記事、天武に姓を賜ったとする記事、天武が寺院の創建、あるいは移転をしたとする記事など、天武にその由緒を求める記事がしばしば見える。それは天武を正統と認めているからであろう。中でも、『三代実録』の仁和三年（八八七）三月朔の条は注目に値する。以下は

豊後介外従五位下大神朝臣良臣に從五位下を授けた理由を述べた部分だが、

淨御原天皇の壬申の年、伊勢に入り給ひし時、良臣の高祖父三輪君子首伊勢介と為り、軍に従ひて功有り。卒して後内小紫位を贈らる。古の小紫位は從三位に准ふ。然れば則ち子首の子孫は外位に叙すべからず。

というのだ。天武皇統が皇位を継いでいた称徳朝以前にはしばしば見られたものだが、壬申の乱の功臣の子孫である<sup>28</sup>ということが、二百年以上経っても、依然として大きな意味を持つていたのである。

平安朝以後、天智のあとを継ぐべき正統な後継者は天武であったとする記述は多い。それはやはり壬申の乱に関する伝承だが、そうした伝承における大友は、悪役的な色合いが濃厚である。つまり、額田王に対する「享受史的イメージ」が「明日香宮御宇天皇 諡曰天武天皇」という書き入れを生み、またそうしたイメージと、天武を近江朝の正統な後継者とする史観の定着が、蒲生野の歌の「皇太子」を天武とする本文の伝来を、支えて来たのであろうと思われる。

たとえば、壬申の乱に関する伝承の典型は、『宇治拾遺物語』（巻十五）の「清見原天皇と大友皇子の合戦の事」である。その冒頭には、

今は昔、天智天皇の御子に、大友皇子といふ人ありけり。太政大臣になりて、世の政を行ひてなんありける。心の中に、御門失せ給ひなば、次の御門には我ならんと思ひ給ひけり。清見原の天皇その時は春宮にておはしましけるが、この気色を知らせ給ひければ、大友皇子は時の政をし、世のおほえも威勢も猛なり。我は春宮にてあれば、勢も及ぶべからず。あやまたれなんと恐り思して、御門病つき給ふ則ち「吉野山の奥に入りて、法師になりぬ」といひて、籠り給ひぬ。

その時大友皇子に人申しけるは、「春宮を吉野山に籠めつるは、虎に羽をつけて、野に放つものなり。同じ宮に据ゑてこそ、心のままにせめ」と申しければ、げにもと思して、軍を整へて、迎へ奉るやうにして、殺し奉らんと謀り給ふ。

とあり、帝位に対する野心を持ち、太政大臣として「威勢も猛」であつた大友に「あやまたれなん」ことを恐れて、「春宮」であつた「清見原の天皇」は「吉野山の奥」に籠もつたが、ところが大友は「軍を整へて、迎へ奉るやうにして、殺し奉らんと謀り給ふ」と、天武を謀殺しようとした大友が描かれている。しかもこの伝承では、十市皇女とおほしき「大友皇子の妻」が「鮎の包焼」の腹に手紙を隠して父親に危急を知らせているばかりでなく、最終的には

不破の明神さえ天武に加担しているのだ。

『源平盛衰記』（巻第十四）の「三井寺僉議 付淨見原天皇の事」にも、

皇子大友、位に洩れ給ひぬる事を恨みて謀叛をおこし、淨見原の宮を襲ひ給ひしかば、宮都を出て、吉野山に入り給ふ。

とされている。ここには明確に大友の「謀叛」とされているのだが、それは「宇治拾遺」とは異なり、天武はすでに皇位にあつたとしてゐるからである。

一方「水鏡」（中巻）は、

天智天皇十二月三日うせさせ給ひしかば、同じき五日大友皇子位につき給ひて、なほこの御門を疑ひ奉りて、出家して吉野の宮に入り籠らせ給へりしを、左右の大匠諸共に兵を起して、吉野の宮を囲み奉らむと謀りし程に、この事漏り聞えにき。

と、皇位に就いた大友が天武を討とうとしたと伝えている。天智の死後、天武が一旦即位したか否かについては違ひが見られるものの、天武が正統な後継者であつたという点はいずれも同じである。

周知のように、右はいずれも鎌倉時代の文献だが、こうしたへ大友の謀叛」とする伝承の存在は、平安時代に溯ることができると。たとえば、元慶三年（八七九）の成立とき

れる都良香「吉野山記」<sup>(27)</sup>である。

大滝より国栖は一里あり。清見原天皇この所へ落ちさせたまふ。あるじの翁、鮎の鱒を御調備へしに、供御の残りがあるじに下されしを川にはなち、この君御代に出でたまはば、魚いきかへりなんと心にねんじ水中にはなちければ、そのままいきかへりぬ。程なく御代に出させたまふ。これを国栖のうらかたと申すとかやかの翁を国栖の権正と任せられ、今に未々まで権正といへり。

とあり、「清見原天皇」が吉野に「落ちさせたまふ」た時、国栖の「翁」が奉仕したとする伝承である。

「国栖の翁」の奉仕については、『源平盛衰記』（巻第二十五）の「鮎の奏吉野の国栖の事」に、より詳しい記述が見られる。

吉野国栖とは舞人なり。国栖は人の姓なり。浄御原の天皇、大伴王子に襲はれて吉野の奥に籠り、岩屋の中に忍び御座しけるに、国栖の翁、粟の御料にうぐひと云ふ魚を具して供御に備へ奉る。朕帝位に上らば、翁と供御とを召さんと思召されけるによりて、大伴王子を誅し位に即きて召されしより以来、元日の御祝には国栖の翁参りて、桐竹に鳳凰の装束を給て舞ふとかや。豊のあかりの五節にも、此の翁参りて粟の御料にうぐ

ひの魚を持参して、御祝に進る。殿上より国栖と召さるゝの時は、聲にて御答へを申さず、笛を吹きて参るなり。此の翁の参らぬには、五節始まるなし。

と言うのだ。右は、平安時代には「元日の御祝」などに「国栖の翁」が「桐竹に鳳凰の装束」を着て「笛を吹きて」「舞ふ」こと、すなわち国栖奏の奉納が慣例化していたが、平家一門が福原から落ちて行き、今はそれも行なわれなくなったという件での国栖奏の説明である。

「国栖の翁」の奉仕は多分に伝承的なものであるが、国栖奏の奉納自体は単なる伝承ではない。国栖部が儀鸞門外で歌笛を奏したことは、貞観十三年（八七一）に撰上された『貞観儀式』に見えるばかりでなく、『延喜式』巻三十一の宮内省の項にも、

凡諸會。吉野国栖献御贊奏歌笛。每節以十七人為定。

国栖十二人。笛工五人。但笛工二人。在山城国綴喜郡。と見え、同じく巻七の踐祚大嘗祭の項にも、

宮内官人引吉野国栖十二人。檜笛工十二人。並青指布衫。入自朝堂院東掖門。就位奏古風。

という記述が見える。宮中においては、事あるごとに国栖奏が奉納されていたのである。

謡曲「国栖」は、「浄御原の天皇」が「この君と申すにおん譲りとして、天つ日継ぎを受くべきところ」、その



「おん伯父大友の皇子に襲はれ給ひ」て吉野に落ちる話である。そこで天皇は、国栖の翁と姥に「根芹」と「国栖魚(鮎)」のもてなしを受けるが、「吉野の国栖といふことも、この御代よりのこととかや」とされている。そして、神功皇后の例に倣って、鮎で占う場面もある。翁が「ふたたび都に還幸あらば、この魚もなか生きざらん」と言い、鮎を川に放すのだ。もちろん、鮎は生き返る。このように、国栖奏の奉納は「大友の謀叛」と天武の貴種流離譚的な伝承なくしてはあり得ない。従って、「吉野山記」「源平盛衰記」「国栖」などに伝えられている「国栖の翁」の天武に対する奉仕の事歴は、国栖奏が奉納される度に、平安朝の宮廷とその周辺の人々の間で、繰り返し想起されたことであろうと思われる。二百年以上経つても、壬申の乱の功臣の子孫が優遇されているのは、国栖の翁が天武の窮状を救ったという記憶が伝えられていたからではあるまいか。

平安時代から室町時代にかけて、『万葉集』を書写したのは、おおむね京都に住む公家や僧侶たちであったが、このように、彼らの間には天武を正統とする史観とともに、貴種流離譚的な伝承の主人公としての天武像が、しばしば語られていたのである。正統な皇位継承権者でありながら、「大友の謀叛」のために流浪を余儀なくされた貴公子といったイメージである。そして、そうした史観とイメージの

定着こそ、近江朝の「皇太子」を天武と見る書き入れの正当性を疑わせなかつた要因であろうと考えられる。

#### 四

すでに述べたように、江戸時代においては寛永版本が基本的なテキストとされていたために、どの注釈書の本文を見ても、「諡曰天武天皇」という部分は欠落している。「大海人皇子尊答御歌」と題詞を改めてしまった賀茂真淵の『万葉考』などを除いて、「明日香宮御宇天皇」という意味不明の注が、そのまま認められて来たのである。もちろん、それを意味不明の注とは見ず、「諡曰天武天皇」のない本文が正しいと、積極的に認める注釈書もあった。たとえば『萬葉集僻案抄』だが、そこには、

皇太子は天智天皇同母弟天武天皇也。

明日香宮御宇天皇八字は古注也。印本大字にかけるは不可也。古本には字の下に、諡曰天武天皇云字あり。又なき本も有。前の中大兄の古注にも、近江宮御宇天皇とのみ注したれば、諡なき本しかるべし。諡は明日香宮御宇天皇代とある注の下にあれば也。

とする説明が見られる。

しかし、「明日香宮御宇天皇」が「古注」であるとする点は認められるものの、「明日香宮御宇天皇」が、三山歌

の題詞(1・13)の「近江宮御宇天皇」とする割注と、同じスタイルでなければならぬという根拠はない。また、「皇太子は天智天皇同母弟天武天皇也」と説明しなければならなかったのは、「明日香宮御宇天皇」という注だけでは意味不明であると考えていたからであろう。やはり、「明日香宮御宇天皇 諡曰天武天皇」という形を本来の姿と考えるべきであろう。

そうだとすれば、「諡曰天武天皇」という部分の欠落自体は、単なる誤写であつた可能性もあろう。しかしながら、江戸時代初期の活字無訓本から西本願寺本が底本として定着するまで、そうした本文が三百年以上も認められ続けたという事実は無視することができない。このような不自然な注が認められて来た背景には、いったいどのような問題が横たわつていたのであろうか。

江戸時代に入ると、大友皇子の即位を認める説が現れている。それは儒者として紀州徳川家などに仕えた那波活所を嚆矢とするが、寛永四年(一六二四)に編まれた「帝王曆教図」である。活字無訓本とほぼ同じ頃である。そして活字以後、江戸時代を通じて、大友の即位をめぐる議論が続けられている。周知のように、水戸の彰考館において徳川光圀を中心に編纂が続けられ、帝記として「天皇大友」が立てられた『大日本史』と、綿密な考証に基づきつつ

『大日本史』の説を認めた伴信友の『長柄の山風』が、その代表的な著作である。もちろん、大友即位の前提として、『大日本史』も『長柄の山風』も、近江朝の「皇太子」は大友であつたということを認めているのだ。

一方、大友即位説に対しては、安永三年(一七七四)に書かれた谷川士清の「説大日本史私記」に反論があるが、彰考館の中にさえそれを否定する者があつた。たとえば、その総裁まで務めた打越撲斎の『大日本史編纂記録』である。しかし、光圀の裁断によつて『大日本史』には「天皇大友」が立てられ、それが多くの藩校で教科書として使用されたことなどによつて、大友即位説は武家社会を中心に次第に浸透して行く。そして、そうした議論の一つの帰着点として、明治三年に「弘文天皇」という諡が追尊されているのである。

このように、江戸から明治にかけては、近江朝の「皇太子」は大友であるとする見方が、次第に有力になつて行つた。一方、周知のように、とりわけ『長柄の山風』以後は、天智と天武の間に額田王をめぐる三角関係的な確執があつた、とする見方も支配的であつた。寛永版本をテキストとしていた近世の学者たちは、おそらくそうした議論を横目で睨んでいたことであろう。とりわけ契沖のように水戸家との関係の深い学者は、光圀が『大日本史』において「天皇大

友」を立てようとしていたことをよく知っていたはずである。とすれば、蒲生野の歌の「皇太子」は天武でなければならぬが、近江朝の「皇太子」は大友であった可能性もあるとする見方が、契沖をはじめとする近世の学者たち間に存在したとしても、決して不思議ではあるまい。つまり、『万葉集』の歌から生まれたイメージとしての蒲生野の歌の「皇太子」と、史観としての近江朝の「皇太子」との間に、矛盾と分裂があったように思われる。「謚曰天武天皇」のない本文が認められて来た背景には、そうした問題もあつたのではないかと考えられる。

かつての写本の筆者の中には、「皇太子」を天武と認めない人もいたのかも知れない、そして、誰のことを指すのか特定できない「明日香宮御宇天皇」という注のみが存在するのは、それが天武であると断定できなかったからではないか、「謚曰天武天皇」のない本文を認めていた人たちは、そう考えていたのではないかと思われる。だからこそ、「謚曰天武天皇」のない本文はそのままにして、契沖や春満のように、「皇太子」は天武であるとする説明をしているのではないかと考えられよう。

ところで、筆者は前稿<sup>27)</sup>においても、蒲生野の歌の「皇太子」については大友であった可能性をも考えておかなければならないと論じたが、実は、蒲生野の「皇太子」を大友

であるとすると説は、二百年近くも前にすでに存在した。享和四年（一八〇一）に完成した上田秋成の『金砂』<sup>28)</sup>である。秋成は『金砂』（六）の中で蒲生野の歌を取り上げ、

この皇太子とあるは大友の御事なるを、天武の御幼名に書改めて私する人も有りけり。（中略）皇太子の證懐風藻をもて云べきは、撰者三船は池邊王の子、葛野王の孫、大友太子の曾孫なれば、史に漏されて反逆の名あるを憤り、文苑によりて事實をあらはせるなるべし。と述べている。もちろん、秋成の説明が十分な根拠に基づくものであるとは言えないが、大友の立太子を認める立場がある以上、蒲生野の歌の「皇太子」を大友とする説が存在するのは、むしろ当然のことであろうと思われる。

にもかかわらず、秋成の説は例外的な存在であつて、管見の及ぶ限り、その後蒲生野の「皇太子」を大友とした例は見られない。しかしながら、上述したように、その本文は近江朝に書かれたものではなく、『享受史』の中で定着したものに過ぎなかつた。秋成の説を鵜呑みにすることはできないものの、それが大友であつた可能性は改めて考えてみる必要があるだろう。少なくとも、蒲生野の「皇太子」が天武ではない可能性をも考えてみるべきではないかと思われる。

## 五

周知のように、『万葉集』の〈研究史〉は、その一面において作品の〈享受史〉でもあった。蒲生野の歌の場合について言えば、たとえばアララギ派の歌人たちは、額田王をめぐる天智と天武の三角関係の存在を前提として作品を読み取っていたが、彼らによって築かれた常識に基づき、その後も夥しい数の論文及び鑑賞文等が生産されて来たのである。しかし、〈享受史〉とはその作者の与かり知らぬ世界であり、その作品が誕生した状況とは無縁に、後世の価値観やイメージによって勝手に読み、理解されたものの集積であるという一面を持っている。もちろん、〈研究史〉と〈享受史〉とが混同されていた過去の研究状況に対しては、それなりの批判と反省がなされて来たようにも思われる。しかし、蒲生野の歌の場合について言えば、縷々論じて来たように、『万葉集』の本文の形成過程がすでに〈享受史〉だったのである。そして、そうした点については、まだ十分な反省と検討がなされてはいないように思われる。どこまでが事実で、どこからが〈享受史〉なのか、とりわけ額田王の作品については、今後也十分に検討してみることがあるだろう。

「紫」の歌は、もともと天武の歌ではなかった可能性

が高い。そして、蒲生野の「皇太子」は誰かということ、近江朝の「皇太子」は誰かという問題ではなく、〈享受史〉的イメージの問題に過ぎなかったように思われる。もちろん、天武か大友かと言えば、〈享受史〉の中では圧倒的に天武が支持されて来たのだが、秋成のようにそれを大友だと言う人がいたとしても、決して不当なことではあるまい。少なくとも、「紫」の歌は大友の歌であるとしても読めるのである。

本文を疑い、そこに〈享受史〉の中における改変を見ようとすることは、あるいはタマネギの皮剥ぎのような事態に陥ってしまう危険性がないとも言えない。しかし、だからと言って、疑いのあるものをそのまま信じているわけにも行かない。そこで本稿は、蒲生野の「皇太子」は天武か大友かという一点に絞りつつ、蒲生野の歌の〈享受史〉の意味を考えることを試みた次第である。

なお、作品そのものをどう読むかという問題については、別稿<sup>39</sup>に譲りたいと思う。別稿と併せてお読みいただければ幸いである。

### 注

1 拙稿「皇太子」存疑——額田王論のために——〔言語文〕89輯、平成6年6月。

- 2 東野治之「天皇号の成立年代について」(『正倉院文書と木簡の研究』)、直木孝次郎「大王から天皇へ」(『日本古代国家の成立』)などは、天武・持統朝あたりの成立とする説、さらにそれを大宝律令の成立期まで下げる佐藤宗諱「律令制と天皇」(岸俊男編『古代国家と日本——律令政治体制の意義へ日本の古代15』)などの説も見られる。しかし、新たな木簡の出土によって、天武十一年(六八二)には「皇子」の称号の存在が知られるようになり、それともなつて、最近では「天皇」号の成立もそれ以前であったとする鎌田元一「大王による国土の統一」(岸俊男編『王権をめぐる戦いへ日本の古代6』)の説もある。
- 3 奈良国立博物館発行の『平成六年 正倉院展目録』による。  
注1に同じ。
- 4 荒木敏夫「ヒツギノミコと皇太子」(『日本古代の皇太子』)、遠山美都男「国家形成と王権継承」(『大化改新』)など。
- 5 本間満「大海人皇子の皇太弟について」(『政治経済史学』 171号、昭和55年8月)は、「皇太子の元年立太子が慣習化され整備されていく」のは、「桓武以降すなわち八世紀後半以降と考えることができる」と指摘し、「皇太弟」は「大皇弟」(オホスメイロドと訓む)の誤記であり、それが近江朝における大海人の呼称であったとしている。
- 7 漢風諡号の撰進については、つとに本居宣長が『古事記伝』(十八之卷)において、「『和漢本紀』所収の「私記」の「師説。神武等諡者淡海御船奉勅撰也。」という記述の正しさを認め、神武から光仁までの漢風諡号は、淡海三船が生存していた延暦四年(七八五)七月以前に一斉に撰進されたもの、と指摘している。それ以後、宣長の説に対してさまざまな批判・検証が加えられている。たとえば、坂本太郎「列聖漢風諡号の撰進について」(『日本古代史の基礎的研究 下』)は、三船によって一斉に撰ばれた漢風諡号は「神武以下持統まで、及び元明・元正」であり、その時期は「淳仁朝天平宝字六年乃至八年」であったとしているが、「天武」という諡号が奈良朝の末期に制定されたとする点では、諸説は一致していると言つてよい。
- 8 大津市西の庄にある真宗仏光派の寺院法伝寺の住職は、歴代大夫を名乗り、大友皇子の末裔と称している。もちろん、伝承の域を出ないものだが、当寺に伝えられる宸影、系図、位牌などは、いずれも大友を「皇太子(太子)」としている。つまり、『懐風藻』と同じく大友の側に立てば、近江朝の「皇太子」は大友でなければならなかったのである。
- 9 吉井巖「額田王覚書——歌人額田王誕生の基盤と額田王メモの採録——」(『萬葉』 53号、昭和39年10月)。なお、松田好夫「原万葉集の成立と資料の推定——額田王作品関係——」(『国語と国文学』 46巻9号、昭和44年9月)も、若干の違いはあるものの、吉井の額田王メモに近い額田王

関係資料の存在を推定している。

- 10 広岡義隆「額田王歌稿の復元——天智挽歌群——市皇女歌群をも視野に——」（『蒲生野』25号、平成5年2月）。
- 11 上代文献を読む会編『古京遺文注釈』の本文による。
- 12 注11に同じ。
- 13 『校本萬葉集』によれば、底本の寛永版本には「天淳中原瀛真人天皇」とのみあり、「諡曰天武天皇」という部分がない。しかし、ここでは「天淳中原瀛真人天皇」という和風諡号のありようが問題なのだから、「諡曰天武天皇」があろうがなからうが、差し当たっての議論には影響がない。
- 14 武田祐吉稿・橋本進吉補「萬葉集諸本解説」（『校本萬葉集』）。
- 15 周知のように、山田孝雄「萬葉集の編纂は寶龜二年以後なるべきことの證」（『萬葉集考叢』）以来、『万葉集』の最終編纂を光仁朝とする意見は多い。特に巻一に関して言えば、中西進「原万葉——巻一の追補——」（『美夫君志』7号、昭和39年6月）が、その代表的な説である。
- 16 平城天皇の時代に『万葉集』の補修があったとする説は、折口信夫「萬葉集のなり立ち」（『全集 第一巻』）が早い例であろう。
- 17 注14に同じ。
- 18 注14に同じ。
- 19 注14に同じ。
- 20 富士谷御杖の『萬葉集燈』には「明日香宮御宇天皇」という注もない。また、「皇太子答御歌」を「大海人皇子答御歌」と改めてしまった賀茂真淵の『万葉考』や、それに従った橘守部の『萬葉集檢婦手』も、題詞下の注がない。本文を具体的に改めてしまえば、注の必要がなくなつたからであろう。
- 21 西本願寺本を底本とし、「明日香宮御宇天皇 諡曰天武天皇」という本文を採用しているのは、たとえば窪田空穂『萬葉集評釋』、武田祐吉『萬葉集全註釋』、『萬葉集——日本古典文学大系4』、『萬葉集——日本古典文学全集2』、桜井満『現代語訳対照 万葉集（上）』、中西進『万葉集 全訳注原文付（一）』、稲岡耕二『萬葉集（一）』〈校注古典叢書〉、伊藤博『萬葉集全注 巻第一』などである。
- 22 巻四と巻八に重複して載せられている「額田王思近江天皇作歌一首」が、後世の仮託である可能性を指摘した早い業績は、伊藤博の「遊宴の花」（『萬葉集の歌人と作品 上』）であろう。
- 23 『続日本後紀』承和十五年四月朔の条、嘉祥元年七月四日の条、天安元年十二月二十五日の条、『三代実録』貞観十五年九月二十七日の条。
- 24 『三代実録』貞観八年二月二十一日の条、元慶元年十二月二十七日の条。
- 25 『続日本後紀』嘉祥元年十一月三日の条、元慶四年十月二十日の条。

26 周知のように、壬申の乱の功臣が優遇・顕彰された例は多い。「書紀」によれば、天武朝に二〇回、持統朝に三回、

また「統紀」には文武朝に八回、元明朝に二回見られる。

以上が壬申の乱の功臣自身に対するもので、元正朝の一回、孝謙朝の三回、称徳朝の一回の記事は、その子孫に対しての例である。

27 「吉野山記」は旧村野文庫所蔵の写本のみで、活字本がない。しかも、村野文庫の所在地である名古屋市の鶴舞図書館によると、村野文庫自体も現在は存在せず、その蔵書も散逸してしまつたと言う。従つて現物は未見。本文は、近畿大学中央図書館蔵の「大和名所図会」(巻之六)「国栖荘」の項による。

28 奈良県吉野郡吉野町国栖小字和田山に鎮座する浄見原神社では、毎年旧暦の正月十四日に国栖奏(翁の舞)が奉納されている。それは奈良県の無形文化財に指定され、境内には「国栖奏伝習所」も置かれているが、寿永(一一八二〜八四)頃国栖部の歌笛の奏上と参内が取りやめになつたので、大海人皇子に縁の深い和田山(天皇淵)に天皇社を創建し、国栖奏を奉納し始めたと伝えられる。「延喜式」にあるように、国栖奏(翁の舞)は、現在も十二人の翁(舞翁二人、笛翁四人、鼓翁一人、歌翁五人)によつて、「桐竹に鳳凰の装束」で行なわれている。「源平盛衰記」に「桐竹に鳳凰の装束をたまふて舞ふ」とあるが、それは現天皇の大嘗祭の折に新調したものである。

29 謡曲「二人静」などにも、「昔浄御原の天皇、大友の皇子に襲はれて、かの山に踏み迷ひ、雪の木陰を、頼み給ひける、桜木の宮、神の宮滝、西河の滝、われこそ落ち行け、落ちては波は帰るなり」と見え、貴種流離譚的な天武の姿が伝えられている。

30 星野良作「大友皇子即位論の流れ」(『研究史 壬申の乱増補版』)。

31 「帝王曆数図」は現在に伝わっていないが、「活所遺稿」にその序文が収録されており、そこに「帝大友」が「久しく叛臣の虚名と豪傑に非ざるの冤をうく」という嘆きが述べられている。「活所遺稿」は活字本がなく、慶応大学図書館蔵の板本によつた。

32 「谷川土清先生伝」所収。

33 「大日本史編纂記録」(第二百九冊)所収。

34 注30に同じ。

35 注30に同じ。

36 学者たちの議論とは別に、民衆の間では、『宇治拾遺物語』に見られる「清見原天皇と大友皇子の合戦の事」のごとき天武の貴種流離譚の物語がかなり見られる。たとえば、享保七年(一七二二)紀海音作の浄瑠璃「大友皇子玉座靴」や、寛政三年(一七九二)に発行された秋里湘夕編「大和名所図会」(巻之六)の「国栖荘」の項、寛政九年(一七九七)に刊行された秦石田・秋里籬島編の「近江名所図会」(巻之二)「大津旧都」の項などである。

37 注1に同じ。

38 『上田秋成全集 第二』（図書刊行会）の本文による。

39 拙稿「額田王論——蒲生野の歌をどう読むか——」（「語文」91輯、平成7年3月）。

本稿は、平成六年十二月の上代文学会例会において口頭報告したものの前半部に、多少手を加えたものである。なお、例会の席上などで多くの先生方から貴重なご教示やご批判をいただいたが、中でも多田一臣氏の「蒲生野の『皇太子』を大友であるとするを仮に認めたとしても、そうした本文を支える物語がはたして存在するのか」という疑問は、確かに重要な問題であろう。従って、その後大友皇子の伝承について、とりあえず「大友皇子の伝承と粟津——額田王論のため——」（中京大学「上代文学論究」3号、平成7年3月）を書いたものの、多田氏の疑問に十分に答え得るだけの材料は今のところない。今後の課題としたい。